

秋季俱知安出張講習のご案内

日 程

(株) 日立建機教習センタ 北海道教習所
石狩市新港中央2丁目766-3
TEL(0133) 64-6388 FAX(0133) 64-6148

フォークリフト	(11H)	10/23 (金) ~ 24 (土)	2日間
	(31H)	10/23 (水) ~ 26 (月)	4日間
不整地運搬車	(11H)	10/27 (火) ~ 28 (水)	2日間
玉掛け	(19H・15H)	10/30 (金) ~ 11/1 (日)	3日間
小型移動式クレーン	(20H・16H)	11/3 (火) ~ 5 (木)	3日間
高所作業車	(14H・12H)	11/6 (金) ~ 7 (土)	2日間
車両系(整地等)	(38H)	11/9 (月) ~ 14 (土)	6日間
	(14H)	11/10 (火) ~ 11 (水)	2日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
フォークリフト 運転技能講習	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者 ・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	
不整地運搬車 運転技能講習	11H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育終了後小型車両系・不整地運搬車(1t未満)の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。)	40,000円	最大積載量1t以上 クローラキャリア/ホイールキャリア
			・大型特殊自動車運転免許がある方 ・車両系(整地等)又は(解体用)技能講習を修了した方		
玉掛け技能講習	19H	18才以上	・玉掛け補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1t以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1t以上のクレーン/移動式クレーン/デリックの玉掛けの業務
	15H		・玉掛け補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
小型移動式クレーン 運転技能講習	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン/他
	16H		・玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	
高所作業車 運転技能講習	14H	18才以上	・自動車免許(普・大型・大特)所有者。施工技士(1~6種)取得の方。車両系(整地等・解体・基礎)不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習を修了した方	40,000円	作業床が10m以上 ホイール式/トラック式/クローラ式 (免許証のコピーが必要です)
	12H		・移動式クレーン運転免許所有者。小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	38,000円	
車両系(整地等) 運転技能講習	38H	18才以上	・14Hに該当しない方	97,000円	機体重量3t以上 トラクター・ショベル/パワーショベル/モータ・クレーティング/ブルドーザー/ドラグショベル/クラム・シェル/トレーラー・ドラグ・ライン/他
	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。)	44,000円	
			・大型特殊自動車運転免許がある方		

受付時間

講習初日の午前8:15より (玉掛け15Hコース初日12:30より)

学科会場

俱知安中小企業センター(虻田郡俱知安町南2条西1丁目)

実技会場は初日に連絡いたします。

当日持参するもの…

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)

実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

予約・受付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、

必ず事前に電話予約を行って下さい。

(株)日立建機教習センタ 北海道教習所 (石狩市新港中央2丁目766-3)

T E L : (0133) 64-6388

下記書類は2週間前までに郵送にて送付ください。

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・受講に必要な資格証(コピー)

☆**本籍地確認書類**《本籍地のある住民票(原本)・国家資格免許証(コピー)・当社発行の講習修了証(コピー)》

その他

※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。

※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方は**F A X (0133) 64-6148**にて事前に確認をします。

助成金制度のご案内

建設労働者確保育成助成金

平成27年10月1日より

計画届等を受講開始日の1か月前までに北海道労働局に提出するようになります。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

- (1)中小建設業(28業種)であること。
- (2)資本金3億円以下または従業員300人以下のどちらかであること。
- (3)雇用保険(保険料率16.5/1000)に加入していること。
- (4)受講者が雇用保険の被保険者であること。